

## よくある質問Q &amp; A (沖縄県大規模施設等協力金)

令和3年9月29日時点

No.	分類	質問	回答
1	概要	大規模施設等協力金の趣旨を教えてください。	沖縄県では、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に歯止めをかけるため、人流抑制の観点から飲食店以外の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項に規定する大規模施設等に対し、営業時間短縮等を要請をしています。 その要請に応じ営業時間の短縮や休業等にご協力いただいた大規模施設運営事業者やテナント事業者等に対し、協力金を支給します。(一部の施設は大規模施設運営事業者の協力金が対象外となります。)
2	概要	休業・営業時間短縮要請の期間の対象区域を教えてください。	対象となる区域は期間ごとに以下のとおりです。 【第1期】 令和3年5月14日(金)～5月22日(土) まん延防止等重点措置の対象地域 (那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町) 【第2期】 令和3年5月23日(日)～6月20日(日) 県内全域(41市町村) 【第3期】 令和3年6月21日(月)～7月11日(日) 県内全域(41市町村) 【第4期】 令和3年7月12日(月)～8月31日(火) 県内全域(41市町村) 【第5期】 令和3年9月1日(水)～9月30日(木) 県内全域(41市町村)
3	概要	休業・営業時間短縮要請の対象施設かどうか確認する方法を教えてください。	要請対象施設については、以下のウェブページ上部に掲載のPDFファイル(別紙一覧表)をご確認ください。 ○ウェブページURL <a href="https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/shien/shien.html">https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/shien/shien.html</a> 【第1期】 令和3年5月14日(金)～5月22日(土) 施設への要請及び協力依頼について及び別紙一覧表 【第2期】 令和3年5月23日(日)～6月20日(日) 施設への要請及び協力依頼について及び別紙一覧表 【第3期】 令和3年6月21日(月)～7月11日(日) 施設への要請及び協力依頼について及び別紙一覧表 【第4期】 令和3年7月12日(月)～8月31日(火) 沖縄県対処方針(8月4日変更)及び別紙一覧表(8月2日時点) 【第5期】 令和3年9月1日(水)～9月30日(木) 沖縄県対処方針(9月9日変更)及び別紙一覧表(9月9日時点)
4	概要	休業・営業時間短縮要請の対象施設となるか(1,000㎡超かどうか)判断する際の面積の考え方は？	「建築物の床面積の合計」で判断します。 ※1 売場以外のバックヤード等の面積も含みます。 ※2 建築物以外の平面駐車場やグラウンド等を含みません。 なお、協力金を算定する際の面積の考え方とは異なります。
5	協力金対象施設	No.1の回答に「一部の施設は大規模施設運営事業者の協力金が対象外となります。」とありますが、どのような施設ですか？	次の施設は、大規模施設等協力金の支給対象外となります。 (特措法施行令第11条第1項第10号の施設) ・博物館、美術館、図書館 など (令和3年4月23日付国の基本的対処方針中、緊急事態宣言下での「無観客での開催・運営」の要請対象とされたイベント関連施設) ・劇場、観覧場、演芸場など ・集会場、公会堂など ・展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) ・テーマパーク、遊園地 ・野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場 など

No.	分類	質問	回答
6	協力金対象施設	協力金の対象施設はどのような施設ですか？	①建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える商業施設、体育館、水泳場、パチンコ屋、ゲームセンター、大規模小売店(生活必需物資販売、サービス業を除く)等が対象となります。 ②上記①の一部を賃借するテナント等が協力金の支給対象となります。 なお、国及び地方公共団体その他これに類する法人が大規模施設を運営する場合、協力金の支給対象とはなりません。
7	協力金対象施設	生活必需物資販売、サービス業とは何ですか？	例えば、食料品店、衣料品店、医薬品店、雑貨屋、家電販売店、ガソリンスタンド、理美容店、クリーニング店等のことを言います。
8	支給要件	休業・営業時間短縮要請のすべての期間において要請に応じなければ、協力金は支給されないのですか？	期間ごとに以下のとおりです。 【第1期】 令和3年5月14日(金)～5月22日(土) すべての日において応じている必要があります。 【第2期】 令和3年5月23日(日)～6月20日(日) やむを得ない理由により要請初日から応じられなかった場合、遅くとも令和3年5月26日(水)までに要請に応じ、以降すべての日において要請に応じている必要があります。 ただし、令和3年6月5日(土)以降の土曜日及び日曜日の休業要請については、各土曜日と日曜日の2日間連続して休業要請に応じた場合に、協力金の対象とします。 なお、6月5日(土)以降の土曜日及び日曜日の要請は、「休業要請」ですので、仮にその日に営業時間短縮を行っていた場合でも、当該土曜日及び日曜日は支給対象とはなりません。 【第3期】 令和3年6月21日(月)～7月11日(日) すべての日において応じている必要があります。 【第4期】 令和3年7月12日(月)～8月31日(日) 7月12日から継続して時短要請等に応じている必要があります(休業要請日を除く)、当初から要請に応じることができなかった事業者であっても8月10日から8月31日まで継続して時短要請等に応じた場合(休業要請日を除く)も支給対象とします。 ただし、休業要請については、各土曜日と日曜日の2日間連続して休業要請に応じた場合や、3連休の3日間連続して休業要請に応じた場合に、協力金の対象とします。 なお、休業要請の日に営業時間短縮を行っていた場合でも、当該土曜日及び日曜日や3連休は支給対象とはなりません。 【第5期】 令和3年9月1日(水)～9月30日(木) すべての日において応じている必要があります。 休業要請等については、連続する土日祝日を1セットとし、連日で休業要請等に応じた場合に支給対象とします。ただし、9月23日については単独日で支給対象を判断します。 なお、9月25日(土)、26日(日)については、休業要請が解除となり、時短営業要請に変更となりました。(9月23日付け対処方針変更) また、9月4日、5日、11日、12日、18日、19日の土日休業要請日に、時短営業をしていた場合は協力金の支給対象とはならず、25日、26日の土日においては、休業した場合であっても、時短分の協力金を支給します。
9	支給要件	休業要請の日に時短営業をした場合、時短分の協力金は支給されますか？	休業要請の日に営業時間短縮を行っていたとしても、要請に応じたとは言えず、協力金の支給対象外となります。 なお、各土曜日と日曜日の2日間連続して休業要請に応じた場合や、3連休の3日間連続して休業要請に応じた場合に協力金の対象となります。(ただし、9月23日は単独日で支給対象を判断します。) ※事例の記載が【第2期】申請受付要項3ページ「Ⅳ 支給要件(各協力金に共通する要件)の(2)」にありますのでご確認ください。
10	支給要件	営業時間短縮の要請日に、休業した場合は協力金の支給対象となりますか？	営業時間短縮要請日に休業した場合も支給対象となりますが、支給額は営業時間短縮に応じた場合と同額となります。

No.	分類	質問	回答
11	大規模施設 ・テナント	協力を算定する際の面積の考え方は？	大規模施設運営事業者の場合は、「自己利用部分面積」で計算することになります。 テナント事業者等については「店舗の床面積」で計算してください。
12	大規模施設	大規模施設の「自己利用部分面積」とは、どの部分の面積のことですか？	大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、休業・営業時間短縮要請に応じて休業・営業時間短縮を行っている部分の面積です。 ※詳細については申請受付要項（V.1.(1)自己利用部分面積に係る協力金②支給額「イ 面積について」）に説明がありますので必ずご確認ください。
13	大規模施設	例えば「建築物の床面積」が1,200㎡あり、大規模施設として要請対象となったものの、「自己利用部分面積」が800㎡となる場合は協力金の対象となりますか？	協力金の対象となります。要請対象となるかは「施設の建築物の面積の合計」が1,000㎡を超えるかで判断することとなります。その要請対象となる施設が要請に応じた場合、協力金の対象となります。 協力金を計算する際の自己利用部分面積算定は、要請対象となるか判断する際の面積の考え方と異なり、建築物の床面積から控除する面積等があります。詳細は申請受付要項（V.1.(1)自己利用部分面積に係る協力金②支給額「イ 面積について」）を参照して下さい。 自己利用部分面積の算定の結果、1,000㎡以下の場合には1,000㎡（1単位）とみなして計算することとなります。
14	大規模施設	大規模施設の協力金の計算において「自己利用部分面積1,000㎡を1単位として単位未滿を切り捨て」とはどういう意味ですか？	例えば自己利用部分面積が3,800㎡の場合は、1,000㎡に満たない800㎡は切り捨てて、3,000㎡（3単位）となります。
15	大規模施設	大規模施設に、直営の生活必需物資販売の店舗がある場合、当該店舗は自己利用部分面積に含めても良いですか？	生活必需物資販売の店舗部分は、原則自己利用部分面積から除いてください。 ただし、施設管理上、やむを得ない事情により、生活必需物資販売の店舗を含め営業時間短縮を行った場合には、自己利用部分面積に含めて構いません。
16	大規模施設	フードコートの飲食スペースは自己利用部分の面積に含めて良いですか？	大規模施設が飲食店テナント等に飲食スペースを賃貸していなければ、大規模施設の自己利用部分面積に含めることができます。
17	大規模施設	大規模施設運営事業者によるフランチャイズ契約に基づく店舗が要請に応じて営業時間短縮等した場合、自己利用部分面積に含めて良いですか？	自己利用部分面積に含めることができます。
18	大規模施設	大規模施設の所有者と運営事業者が異なる場合、協力金の対象となるのはどちらかですか？	施設の運営事業者が協力金の支給対象となります。なお、施設の運営事業者とは、当該大規模施設の運営により収益を得る者であって、営業時間短縮を決定できる権限を有する者のことです。
19	大規模施設	大規模施設内に全部で10店舗のテナントがあります。うち2店舗が飲食店向け協力金の支給を受けている飲食店ですが、「テナント把握管理等に係る追加支給分」の対象となりますか？	対象となりません。テナント把握管理等追加支給分は、「テナント事業者等に対する協力金の支給対象となる事業者」が10店舗以上ある場合が対象です。（飲食店向けの協力金を受け取っている店舗は、「テナント事業者等に対する協力金」の支給対象外です。）
20	テナント	テナント事業者等の「店舗等面積」とは、どの部分の面積のことですか？	大規模施設内のテナント事業者等の専用部分の面積のことです。（例えば、賃貸借契約書に記載されている店舗面積など）
21	テナント	店舗等面積が100㎡未滿のテナントは協力金の対象となりますか？	対象となります。面積100㎡未滿のテナントの店舗面積は協力金の算定上、100㎡（1単位）とみなします。
22	テナント	テナントの協力金の計算において「店舗等面積100㎡を1単位として単位未滿を切り捨て」とはどういう意味ですか？	例えば店舗等面積が380㎡の場合は100㎡に満たない80㎡は切り捨てて、300㎡となります。

No.	分類	質問	回答
23	テナント	要請対象の大規模施設が要請に応じていませんが、その中のテナントが自主的に営業時間短縮や休業を行った場合、テナントは協力金の対象となりますか？	大規模施設が要請に応じていることが、テナント事業者等に対する協力金の支給要件となります。したがって、テナントが自主的に営業時間短縮や休業を行っても協力金の対象とはなりません。
24	テナント	要請対象の大規模施設に入居する生活必需物資販売店のテナントが、施設の休業又は営業時間短縮に伴い休業又は営業時間短縮を行った場合、テナントは協力金の対象となりますか？	対象となります。生活必需物資販売店は要請対象外ですが、入居する施設の休業又は営業時間短縮に合わせて休業又は営業時間短縮を行う場合は、テナント事業者等に対する協力金の支給の対象となります。
25	テナント	飲食店向けの協力金と、大規模施設に入っているテナント事業者に対する協力金を重複して受け取ることはできますか？	飲食店等向けの協力金(うちなーんちゅ応援プロジェクト)と大規模施設に入居するテナント事業者向けの協力金(本件協力金)を重複して受け取ることはできません。
26	テナント	大規模施設のテナントとしてテイクアウトが前提のドリンクスタンド等やデリバリー専門店が入居している場合、これらは飲食店等向けの協力金、大規模施設等に対する協力金のいずれの支給対象となりますか？	大規模施設等に対する協力金(本件協力金)の支給対象となります。ただし、大規模施設が休業又は営業時間短縮要請の対象であり休業等を実施したことに伴ってテナントが休業等を実施した場合が対象です。
27	テナント	大規模施設のテナントである飲食店が休業要請の日、店内での飲食提供は行わないが、店内で調理してテイクアウトを行う場合、テナント向け協力金の支給対象となりますか？	本件協力金の対象となりません。
28	テナント	移動式店舗はテナント向け協力金の対象となりますか？	大規模施設運営事業者との契約に基づき、休業又は営業時間短縮要請の期間において当該施設内で継続的に営業を行っている移動式店舗であれば対象です。
29	テナント	大規模施設運営事業者から区画の賃借や分譲を受けていない店舗は、テナント向け協力金の対象となりますか？	対象となりません。大規模施設との契約に基づき、区画の賃借や分譲を受けている必要があります。
30	テナント	大規模施設運営事業者からの業務委託を受けて運営している店舗は、テナント向け協力金の対象となりますか？	大規模施設運営事業者からの業務委託を受けて店舗を運営している場合、運営主体は大規模施設運営事業者となります。そのため、業務委託を受けて店舗を運営している事業者においては、テナント向け協力金の対象とはなりません。
31	映画館(運営)	ショッピングモールに入居する床面積1,000㎡を超える映画館運営事業者はどのような協力金が対象となりますか？	単独で設置されている映画館(1,000㎡超)と同様に、自己利用部分面積に係る協力金に加え、常設スクリーン数に応じた協力金加算があります。 常設スクリーン数に応じた協力金加算の1日あたりの支給額は以下のとおりです。 【休業要請の場合】 協力金加算日額＝「常設のスクリーン数×2万円」 【営業時間短縮要請の場合】 協力金加算日額＝「常設のスクリーン数×2万円」×「短縮により上映できなくなった上映回数/本来予定していた上映回数」
32	映画館(配給)	床面積1,000㎡を超える映画館に映画を配給する映画配給会社はどのような協力金が対象となりますか？	床面積1,000㎡を超える映画館に映画を配給する場合、映画配給会社にも協力金を支給します。なお、申請方法としては、映画館運営事業者が、映画配給会社と調整した上で、映画配給会社に対する協力金を併せて申請することとなっています。また、映画館運営事業者は、当該映画館で上映した全ての映画配給会社から委任を受けている必要があります。 【休業要請の場合】 協力金加算日額＝「常設のスクリーン数×2万円」 【営業時間短縮要請の場合】 協力金加算日額＝「常設のスクリーン数×2万円」×「短縮により上映できなくなった上映回数/本来予定していた上映回数」

No.	分類	質問	回答
33	算定方法	営業時間短縮要請の日の協力金の算定方法を教えてください。	<p>①大規模施設の自己利用部分の協力金の1日当たりの支給額は、1,000㎡毎に20万円/日×時短率(短縮した時間/本来の営業時間)で算定します。 (例)10時～22時まで営業する3,000㎡の百貨店が5/14～5/22の9日間、20時までの時短要請に協力した場合 20万円×(3,000㎡/1,000㎡)×(2時間/12時間)×9日間=90万円 となります。</p> <p>②テナント等の協力金の1日当たりの支給額、100㎡毎に2万円/日×時短率(短縮した時間/本来の営業時間)で算定します。 (例)10時～22時まで営業する360㎡のテナントが5/14～5/22の9日間、20時までの時短要請に協力した場合 2万円×(300㎡※/100㎡=3)×(2時間/12時間)×9日間=9万円 となります。 ※単位未満は切り捨て</p>
34	算定方法	20時までの営業時間の短縮要請に対して、自主的に18時までの営業にした場合は、時短率へ反映されますか？	<p>県の要請は20時までの営業時間短縮を要請であるため、自主的に営業終了時間を20時より早めたとしても、その分の時間は時短率へは反映されません。 例えば、「通常:12時～22時」→「変更後:12時～18時」であれば、22時から20時に短縮された場合と同様に2時間が時短率に反映され、時短率(短縮した時間/本来の営業時間)=(2時間/10時間)=1/5 となります。</p>
35	算定方法	「本来の営業時間」とは、どの時間のことを指しますか？	時短率の算出に用いる「本来の営業時間」は、営業時間短縮要請期間前の営業時間になります。
36	算定方法(大規模)	同一の運営事業者が1つの建物内で2つ以上の要請対象施設を運営している場合、自己利用部分面積の取り扱いはどのようになりますか？	例えば、1つの建物内にボウリング場(2,100㎡)とスポーツクラブ(700㎡)がある場合、自己利用部分の面積は合計することになり、2,100㎡+700㎡=2,800㎡【2単位 ※1,000㎡未満切り捨て】として取り扱います。
37	算定方法(その他)	建築物の床面積が1,000㎡以下の非飲食業カラオケ店が要請に応じて休業した場合、協力金はどのように算定されますか？	2万円/日(定額)を協力日数分だけ支給します。ただし、支給対象となるためには、JASRAC等との契約が必要となりますので、詳しくは申請受付要項(【第2期】～【第5期】のIX.3非飲食業カラオケ事業者)をご確認ください。
38	申請関係	協力金の申請期間は？	<p>申請期間はそれぞれ以下のとおりです。 ○第1期から第3期の申請期間 「令和3年7月12日(月)～令和3年8月27日(金)」 なお、映画館運営事業者及び映画配給会社については、申請期間を10月15日(金)まで延長する予定です。 ○第4期の申請期間 「令和3年9月1日(水)～令和3年10月15日(金)」 ○第5期の申請期間 「令和3年10月1日(金)～令和3年11月12日(金)」</p>
39	申請関係	協力金の申請方法は？	<p>電子申請により受け付けます。 申請受付要項を熟読のうえ、下記ウェブサイトから申請してください。 <a href="https://okinawa-daikibo.com">https://okinawa-daikibo.com</a> ○第1期から第3期の申請は、令和3年8月27日(金)23時59分までにデータ送信を行ってください。 ○第4期の申請は、令和3年10月15日(金)23時59分までにデータ送信を行ってください。 ○第5期の申請は、令和3年11月12日(金)23時59分までにデータ送信を行ってください。</p>
40	申請関係	申請後、どの程度の期間で協力金が支給されますか？	審査完了後、順次支給となります。可能な限り早い支給に努めますが、提出書類に不備がある場合や受理している申請件数、申請書類の内容の審査を行う過程などの状況により、支給までの期間は異なりますのでご了承ください。
41	その他	20時までの営業時間短縮要請に対し、20時に営業を終了し、客が退店したあと、店員が事務作業を行っても良いですか？	従業員の事務作業については、営業行為には当たらないので問題ありません。ただし、営業中と誤解されないように配慮をお願いします。
42	その他	休業・営業時間短縮要請に協力した店舗名は公表しますか？	休業・時短要に協力した事業者として、申請書に記載された施設名称(店舗名等)を沖縄県のホームページでご紹介させていただくことがあります。
43	その他	指定管理者が運営する公共施設は協力金の対象ですか？	対象になりません。